

令和 7 年 3 月 28 日

第 2 2 回総会議事録

長岡市農業委員会

第 2 2 回総会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 3 月 28 日（金曜日） 午前 10 時 00 分
- 2 場 所 アオーレ長岡東棟 4 階 大会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 令和 6 年度長岡市農業委員会の事業報告
 - 日程第 3 議案第 68 号 令和 7 年度長岡市農業委員会の事業計画について
議案第 69 号 令和 7 年度長岡市農業委員会の最適化活動の目標設定等について
議案第 70 号 農地法第 3 条の許可申請について
議案第 71 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について
議案第 72 号 農地法第 4 条の許可申請について
議案第 73 号 農地法第 5 条の許可申請について
議案第 74 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 75 号 農用地利用集積等促進計画案について
 - 日程第 4 報告第 13 号 農地法の届出通知等について
報告第 14 号 非農地判断について
報告第 15 号 長岡市農業委員会公印規程の一部改正について
- 4 出席委員 （21 名）別紙のとおり
- 5 欠席委員 （3 名）別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
 - 事務局長 山田 正徒、事務局次長 小川 一博、農地係長 広沢 敏功、
振興農政係長 中村 久夫、主事 土田 まりあ

開 会（午前 9 時 58 分）

山田事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。

長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、諸橋会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 （あいさつ）

これより第 22 回総会を開催いたします。

総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数の報告を求めま

す。

山田事務局長 欠席届が議席番号3番、菰澤哲也委員、14番、駒野亜由美委員、17番、馬場義昭委員から提出されております。出席委員は、24名中21名であり、長岡市農業委員会会議規則第6条の規定による定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

日程第 1 議事録署名委員の選任について

議長 日程第1、議事録署名委員の選任については、議長において、議席番号15番、西巻郁夫委員、22番、伊丹なつ子委員を指名いたします。

日程第 2 令和6年度長岡市農業委員会の事業報告

議長 日程第2、令和6年度長岡市農業委員会の事業報告について、事務局の報告を求めます。

小川次長 それでは、事業報告をさせていただきます。

議案書の2ページから9ページをご覧ください。令和6年3月から令和7年2月までの事業報告となります。初めに、2ページから3ページ目までは総会の開催状況となります。3ページの2月28日、第21回の農業委員会総会まで計12回の総会を開催し、議案審議をしていただきました。

続いて、3ページ下段から4ページ中段に、運営委員会を3月、4月、7月、8月、9月、10月、2月に開催しております。

続いて、4ページの中段の3、検討委員会の開催状況ですが、本年度は開催しませんでした。

4ページ中段、下段、全員協議会の開催状況については、9月、11月の2回開催しており、11月には併せて農地売買・貸借制度勉強会を開催しています。

続いて、4ページ下段、意見書の提出については、10月29日に運営委員6名と若手女性委員の2名の計8名で市長と市議会議長に提出をしてまいりました。

続いて、6、会議・研修会等の状況については、5ページから6ページ中段にかけて記載してございますので、ご確認ください。

次に、6ページの下段、7、視察・研修等については、タブレット研修を全体で1回と地域別に3日間、4会場で開催しました。また、11月

には農地売買・貸借制度勉強会を開催しております。

めくっていただいて、7ページ以降は事務の実施状況となります。7ページには、農地法に基づく申請の処理や相続の届出、また国有農地の管理状況と基盤法に基づく利用権設定を掲載しております。

8ページでは、基盤法に基づく所有権移転、中間管理事業による中間管理権設定、中間管理事業による農用地利用集積等促進計画について掲載しております。

9ページでは、農業者年金事業の状況について掲載しております。

事業報告は以上でございます。

議長

報告事項でございます。

日程第 3 議案第68号 令和7年度長岡市農業委員会の事業計画について

議長

日程第3、議案第68号 令和7年度長岡市農業委員会の事業計画についてを議題といたします。

安達会長職務代理者から説明してもらいます。

安達会長職務代理者 7年度の事業計画につきましては、会長に代わりまして代理の私が説明させていただきます。よろしくお願いします。

議案書の11ページ並びに12ページをご覧ください。はじめに事業方針です。

近年の異常気象や資材、燃料の高騰等、さらには農業従事者の高齢化や離農、後継者不足による農業者人口の減少など、様々な課題が続いております。農地等の利用の最適化に向けた取組が急務となっています。

こうした中、当委員会では農地の利用の最適化の推進に関する指針に基づき、農地中間管理事業など各種の事業を活用し、農業委員と農地利用最適化推進委員が一丸となって、目に見える活動を推進してまいります。また、長岡市農業再生協議会や農業関係団体との連携を図り、目標地図の見直し、農地の集積や集約化などへの取組を積極的に支援し、農業者に寄り添った相談・指導活動の充実を図ってまいります。

具体的な項目ですが、時間の関係もございますので、要点をかいつまんで申し上げます。

1番目の総会の開催については、例年どおり毎月1回開催していきます。

2番目の検討委員会・全員協議会・地域協議会の開催については、委

員の資質向上のため、視察研修や各種研修を実施するほか、農業・農政等の諸課題や方針決定のための検討委員会を開催し、方針や情報の共有を図るため、全員協議会を開催してまいります。また、地域の諸課題の解決や情報共有を目的に、地域代表を中心とした地域協議会を定期的に開催してまいります。

3 番目です。地域相談活動・農地利用集積活動については、関係団体との連携を密にし、地域計画の実現に向け目標地図の見直しに取り組むとともに、地域や農家が抱える個々の課題に対し積極的に相談に応じ、その解決に努めてまいります。

続いて、4 番目です。農地パトロール・農地利用状況調査及び現地調査等の実施並びに検討については、遊休農地や無断転用防止に向けて、農地対策委員を中心に農業委員及び農地利用最適化推進委員が協力して、各地域協議会単位で農地パトロールや農地利用状況調査を実施し、地域の実態把握と優良農地の確保に努めてまいります。

また、担当地域内の違反転用に対しましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員は、事案を発見した際には違反者に対し改善を指導するとともに、事務局へ報告をお願いします。違反者が指導に応じない場合は、農地対策委員等を中心に現地調査や是正方針の決定等を行い、適正に業務を遂行してまいります。

また、市のホームページやパンフレット等を活用しながら、農地の有効活用や違反転用防止の啓発を積極的に行ってまいりたいと思いますので、委員の皆さんも日頃の農地パトロールや農地法の申請に係る現地調査について確実に行っていただくようお願いいたします。

次に、5 番目です。地域が抱える課題の把握と行政機関等への意見の提出についてです。各委員が日頃の活動を通じて感じた地域ごとの課題や意見を聞き取り、意見書として取りまとめ、関係行政機関等へ提出してまいります。

6 番目の農地の賃借料情報の提供です。賃借料情報を提供し、地域の農地利用の最適化の推進に寄与してまいります。

このほか、農業委員会の活動は地域によっても様々でありまして多岐にわたりますが、農業会議をはじめ、関係機関との協調・連携を密にし、目に見える活動に一丸となって取り組んでまいりますので、よろしくお願いします。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

 ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

本田栄一委員 13番の本田です。

 11ページの一番下段のほうにあります違反転用への対応についての質問、意見を申し上げさせてもらいます。農地から養鯉池に転用する場合には、養鯉業者に対しいろいろな手続を踏まえて申請を上げるよう説明させてもらってきたわけであります。また、申請が難しいことから、申請しやすいように簡素化についても説明してきたと思いますが、申請があがってきていないのはなぜですか。

 また、養鯉池自体、長岡市でどのぐらいの件数があって、面積にしてどのぐらいあるのか。それから、養鯉池に転用する場合、今後どういう方法で養鯉業者に徹底させるか。ご説明願いたいと思います。

 それからもう一つ、新年度の事業計画ですので、会長の話も聞きたいし、姿勢を示していただきたいと思います。

 以上です。

議長 ありがとうございます。面積分かりますか。

広沢係長 養殖組合に加入されている方の面積となりますので、市全域のものにはならないですが、市の農水産政策課が把握している池数が2,723ありまして、面積としては約250万平米となっております。

 あと、ご質問の現状ですが、養鯉池の転用の現状なのですが、昨年皆様に検討いただきました1件ずつ申請を受け付けるという運用については、昨年養殖組合の総会で説明させていただきました。今年になりまして、養殖組合の理事長と協議させていただきまして、理事長から組合に周知していくというような話はいただいている現状であります。今後も養殖組合に働きかけていく方針であります。

本田栄一委員 250町歩も養鯉池があるのですか。

広沢係長 はい。市全域であるともっとあるかと思うのですけれども、先ほど言いましたのは養殖組合の会員が持っているものになります。

本田栄一委員 今面積をお聞かせ願ったのですが、申請は今日まで何件上がりましたか、

広沢係長 申請で許可が出たのは1件です。

本田栄一委員 1件ですか。

広沢係長 そうなります。

本田栄一委員 農業委員会として、また諸橋会長として、どういう対策を取っていくか、方向づけを示していただきたいと思います。

議長 ありがとうございます。養鯉業者には今後も継続して周知してまいります。また、違反転用がある場合には、農業委員、推進委員として全面的に取り組を進めていきたいと思っております。

本田栄一委員 分かりました。

議長 このほかに質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第68号 令和7年度長岡市農業委員会の事業計画について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第69号 令和7年度長岡市農業委員会の最適化活動の目標設定等について

議長 続いて、議案第69号 令和7年度長岡市農業委員会の最適化活動の目標設定等についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長 ご説明申し上げます。

議案書の14ページから17ページをご覧ください。この最適化活動の目標の設定等につきましては、国から通知された農業委員会による最適化活動の推進等について及び農業委員会等に関する法律第37条に基づき、令和7年度の目標を設定するものです。

初めに、14ページの大項目Ⅰ、農業委員会の状況では、1として農業委員会の現在の体制を、2として農家・農地等の概要について記載してあります。

なお、農家・農地等の概要については、国が公表している農林業センサス、農業構造動態調査、耕地及び作付面積統計及び長岡市農水産政策課による経営体数の集計に基づいて記入した数字で、耕地面積は令和6年度の1万8,000ヘクタールから200ヘクタールの減で1万7,800ヘクタ

ールとなっております。また、経営体数は昨年度の数字を記載していますが、農水産政策課が3月末時点の数字をまとめた後に最新の数字に修正して公表いたします。

次に、15ページから17ページには、大項目Ⅱ、最適化活動の目標について記載してあります。まず、1、最適化活動の成果目標では、(1)、農地の集積として①で現状及び課題を、②で目標を記載してあります。この目標数値については、令和5年3月29日に改定した農地等の利用の最適化の推進に関する指針に記載されている集積目標を達成するために必要な数値を記載しており、課題については昨年度と変更ありません。集積面積については昨年度の数字を記載していますが、農水産政策課が3月末の集積面積を集計した後に最新の数字に修正して公表いたします。なお、農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、長岡市のホームページで確認することができます。

次に、(2)、遊休農地の解消として①で現状及び課題を、②で目標を記載してあります。既存遊休農地の解消については令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地の解消目標面積、新規発生遊休農地の解消については令和6年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積を記載しています。課題については昨年度と変更ありません。

16ページに移って、(3)、新規参入の促進として①で現状及び課題を、②で目標を記載してあります。②、目標の新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積については、令和4年度から令和6年度の農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づき権利移動した数値の3か年平均の1割以上の数値を入れることとなっているため、令和6年度の権利移動面積が確定した後に公表いたします。参考までに昨年度の目標面積は60ヘクタールでした。課題については昨年度と変更ありません。

続いて、2、最適化活動の活動目標では、(1)、推進委員等が最適化活動を行う日数目標として、昨年度と同様の1人当たり月10日が記載されています。月10日の目標を達成した翌年度からは10日より多い日数の目標を設定することとなっておりますが、令和6年度に月10日を達成する見込みがないため、変更しないものです。

次の(2)、活動強化月間の設定目標については、年3か月以上の最適化活動強化月間を設定することとされていることから、令和7年度は

令和6年度と同様に12月から2月の3か月を設定させていただきました。この3か月を設定目標月としている理由としては、農繁期が終了した12月から2月は各地域で各種会合が開かれ、出し手、受け手や町内会、農家組合の役員等と顔を合わせる機会が増えることが見込まれ、また冬場は積雪のため、最適化活動である農地パトロールを行うことが難しいことが予想されるため、各種会合に積極的に参加いただき、情報収集活動をしていただきたいと考え設定しているものです。

最後に、(3)、新規参入相談会への参加目標の目標設定に当たっては、例年農業会議等が年4回開催している新規就農マッチングフェアに数名の委員から参加いただくよう記載しており、昨年度と変更ありません。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第69号 令和7年度長岡市農業委員会の最適化活動の目標設定等について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第70号

農地法第3条の許可申請について

議長

議案第70号 農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長

ご説明申し上げます。

議案書の19から21ページをご覧ください。

今月の3条許可申請は13件でございます。

1から10番は売買による所有権移転、11から13番は贈与による所有権移転であります。

担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということです。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。
 ただいまの説明に質問、意見はありませんか。
 （「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。
 議案第70号 農地法第3条の許可申請についてを許可することにご異
 議ありませんか。
 （「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。
 異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第71号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について

議長 議案第71号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議
 題といたします。

 事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

 議案書の23ページをご覧ください。

 今月の事業計画変更承認申請は、長岡地域2件でございます。

 1番、2番の十日町の田については同一案件ですので、まとめて説明
 いたします。

 1番については、運搬路として一時転用する許可を受けていた案件で
 すが、このたび令和8年10月17日までに期間を変更し、転用目的を砂利
 採取用地に変更するものであります。

 2番については、砂利採取場からの運搬道路並びに施設用地として一
 時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび令和8年10月17日ま
 で期間を延長、転用目的を砂利採取用地に変更し、面積を変更するもの
 であります。なお、この案件は後ほど説明する農地法第5条許可申請の
 3番とも関連しております。

 以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、当該事業
 計画の変更については妥当なものと判断いたします。ご審議のほどよろ
 しくお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。
 ただいまの説明に質問、意見はありませんか。
 （「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第71号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第72号 農地法第4条の許可申請について

議長 議案第72号 農地法第4条の許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の25ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、寺泊地域2件、中之島地域1件の計3件でございます。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、地域事務所、支所において3月19日までに現地確認を実施しております。

1番、寺泊湊町の畑について、庭兼小屋建築敷地として利用するものです。議案資料15ページに経過説明を掲載しております。申請地は、寺泊湊町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存敷地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

2番、寺泊磯町の畑について、庭、通路敷地として利用するものです。議案資料16ページに経過説明を掲載しております。申請地は、寺泊磯町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存敷地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。なお、この案件は後ほど説明する農地法第5条許可申請の2番とも関連しております。

3番、狐興野の畑について、農業用倉庫兼作業場敷地として利用するものです。議案資料17ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであるこ

とから、ほかの場所での代替性がなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

 ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

 （「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

 議案第72号 農地法第4条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

 （「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。

 異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第73号 農地法第5条の許可申請について

議長 議案第73号 農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

 議案書の27、28ページをご覧ください。

 今月の5条許可申請は、和島地域1件、寺泊地域1件、長岡地域2件、中之島地域1件の計5件でございます。

 1番、小島谷の田について、駐車場及び資材置場敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和7年5月31日までの計画です。申請地は、小島谷集落内にあり、おおむね300メートル以内にJR小島谷駅があることから、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。

 2番、寺泊磯町の畑について、先ほど説明した農地法第4条許可申請の2番と関連しておりますが、庭、通路敷地として利用するために贈与による所有権移転をするものです。議案資料の18ページに経過説明を掲載しております。申請地は、寺泊磯町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存敷地と一体的に利用するものであるこ

とから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

3番、十日町の田について、先ほど説明しました事業計画変更承認申請の1、2番と関連しておりますが、砂利採取用地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、令和7年4月18日から令和8年10月17日までの計画です。申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、砂利採取に必要であり、一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

4番、王番田町の畑について、分家住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和7年11月30日までの計画です。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、隣接する本家と相互扶助する必要性から、ほかの場所での代替性がなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

5番、六所の畑について、分家住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和7年10月31日までの計画です。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、隣接する本家と相互扶助する必要性から、ほかの場所での代替性がなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第73号 農地法第5条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしの声が聞えます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第74号 農用地利用集積計画の決定について

議長 議案第74号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長 ご説明申し上げます。

議案書の31ページの内訳表をご覧ください。

今月は、利用権の設定・移転で278件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が235件、使用貸借権設定が23件、賃借権移転が18件、使用貸借権移転が2件となっています。

次に、農地中間管理事業において、中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、中間管理権設定（公社借入）分について、このたびは351件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が329件、使用貸借権設定が22件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借受分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは211件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が193件、使用貸借権設定が18件となっています。

なお、詳細内容については、お配りした別冊、農用地利用集積計画にて確認をお願いします。

以上、計840件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法等の関係法令の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。なお、農用地利用集積計画による農地の貸借等は今月の議案が最後となり、今後はこの後の議案第75号でも説明いたしますが、農用地利用集積等促進計画による農地の貸借等が行われることとなります。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第74号 農用地利用集積計画の決定についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第75号

農用地利用集積等促進計画案について

議長

議案第75号 農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長

初めに、議案書の差し替えをお願いします。

議案書の34ページと36ページについて、お手元にお配りした両面刷りの修正後の議案と差し替えをお願いします。

それでは、改めましてご説明申し上げます。

お配りした修正後の議案書の34ページの内訳表をご覧ください。

最初に、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく所有権の移転で、このたびは4件の申出がありました。いずれも農地中間管理事業の各要件を満たす売買です。

次に、農地中間管理事業において、中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が中間管理権を設定し転貸するものです。

初めに、中間管理権設定（公社借入）分について、このたびは66件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が56件、使用貸借権設定が10件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借受分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは33件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が23件、使用貸借権設定が10件となっています。

続いて、農地中間管理事業において、新潟県農林公社から受け手農家へ貸し付けていた農用地利用集積等計画のうち、一部新たな受け手への変更があったため、賃借権及び使用貸借権の移転をするものです。このたびは4件の申出があり、内容については賃借権の移転が4件となっています。

なお、詳細内容については、お配りした修正後の議案書の36ページ及

び議案書の38ページから55ページにて確認をお願いします。

以上、計107件の申出につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

 ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

 （「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

 議案第75号 農用地利用集積等促進計画案についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

 （「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。

 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 4 報告第13号 農地法の届出通知等について

議長 日程第4、報告第13号 農地法の届出通知等についてを議題といたします。

 事務局の報告を求めます。

広沢係長 農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

 4条の届出について3件を57ページに、5条の届出について7件を58、59ページに、農地法の適用を受けない事実確認1件を60ページに、18条合意解約について2件を61ページに、利用権解約について67件を62から71ページに、中間管理権の解約について18件を72から74ページにそれぞれ掲載してありますので、ご覧ください。

 以上であります。

議長 報告事項でございます。

報告第14号 非農地判断について

議長 報告第14号 非農地判断についてを議題といたします。

 事務局の報告を求めます。

広沢係長 非農地判断についてご報告申し上げます。

非農地判断した土地については、議案書の76ページから111ページに掲載してあります。今回非農地判断した土地は997筆ですが、これは利用状況調査で再生利用が困難な農地と判断した農地のうち1,000筆程度を抽出し、所有者に非農地通知をして異議申出がなかったものとなります。今後、長岡市資産税課から法務局に地目変更の登記依頼をし、法務局にて順次地目変更登記を進めていきます。

来年度以降も再生利用が困難な農地につきましては非農地判断を進めてまいります。

以上であります。

議長

報告事項でございます。

報告第15号

長岡市農業委員会公印規程の一部改正について

議長

報告第15号 長岡市農業委員会公印規程の一部改正についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小川次長

ご報告申し上げます。

本規程は、長岡市農業委員会における公印の管理及び使用等について必要事項を定めたものです。

議案書の113ページから115ページをご覧ください。規程の改正案を新旧対照表方式で掲載してございます。

今回の改正は、市の支所機能の見直しに伴い、栃尾地域事務所において耕作証明書等を発行するに当たり、地域事務所の公印を設置し、地域事務所が入る栃尾支所に設置してある公印を廃止するものです。

改正後の規程は、令和7年4月1日から施行するものです。

これにより、栃尾支所において農地基本台帳や耕作証明書の発行を申請する際は、地域事務所で行っていただくこととなります。

また、中之島、山古志支所については、産業建設課がなくなることから、地域振興・市民生活課で申請を行っていただき、相談等については電話等により事務局が対応することとなります。

なお、この3支所の地域を担当している委員の皆様が地域協議会の開催に当たり支所の会議室を借りる際は、地域振興・市民生活課、各地域事務所または事務局へ申し出ていただければ対応させていただきます。

説明は以上です。

議長

報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第22回総会を閉会いたします。

閉 会（午前10時55分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

議 長 _____

農業委員 _____

農業委員 _____

別紙 出席状況（総 会 議 席 表）

（令和 7 年 3 月 28 日現在）

議 席	出 欠	氏 名	議 席	出 欠	氏 名
1	出	佐 藤 佑 美	13	出	本 田 栄 一
2	出	土 田 米 藏	14	欠	駒 野 亜由美
3	欠	韭 澤 哲 也	15	出	西 卷 郁 夫
4	出	櫻 井 正 広	16	出	千 野 俊 輔
5	出	若 井 泰 志	17	欠	馬 場 義 昭
6	出	諸 橋 昇 一	18	出	安 達 隆 幸
7	出	馬 場 陽 子	19	出	坂 詰 隆
8	出	青 柳 久 雄	20	出	多 田 好 一
9	出	長谷川 惣 市	21	出	鳥 羽 若 一
10	出	岩 本 一 男	22	出	伊 丹 なつい
11	出	田 中 豊	23	出	佐 藤 辰 也
12	出	渡 邊 義 浩	24	出	中 野 明 美
出席委員 人 2 1 人 欠席委員 人 3 人 計 2 4 人 議事録署名委員 西 卷 郁 夫 委員 伊 丹 なつい 委員					